

2020年6月15日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
名古屋総合市場ビル3階O
株式会社 海 帆
代表取締役社長 久 田 敏 貴

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年6月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

◎新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、書面（郵送）での議決権行使をご検討ください。また、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂きますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
10階 会議室（室番号1001）
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第17期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 補欠監査役1名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kaihan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - 株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、年度前半においては企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境の底堅さにより緩やかな回復基調の中で個人消費の下支えが見られました。しかしながら、年度後半においては、米中間の通商摩擦、英国のEU離脱問題並びに中東地域情勢の緊張等により世界的に企業収益の見通しの不確実性が高まる中、国内においても消費税率引上げに伴う消費マインドへの影響が見られ、さらに直近においては、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、経営環境の悪化に対し予断を許さない状況で推移しました。

当社が属する国内の外食業界におきましては、長引く人材不足、人材需給の逼迫に伴う人件費や採用コストの上昇、消費増税の影響、さらには新型コロナウイルス感染症拡大防止のための政府・自治体による外出自粛要請等により、経営環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましても経営資源の選択と集中を継続して推し進め、収支の改善を企図した取り組みとして業態の見直しや退店の意思決定を鋭意進めてまいりました。

当事業年度における出退店の状況は、次のとおりであります。

・ 出店

年月		店舗名称	出店区分
2019年	4 月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 太田川駅前店	業態変更
		元祖！豊田タンメン 豊田西町店	〃
	6 月	立喰い焼肉 治郎丸 荻窪店	事業譲受
	7 月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 豊田西町店	業態変更
		餃子・ハイボール酒場 熱々屋 岡崎上和田店	〃
		餃子・ハイボール酒場 熱々屋 小牧店	〃
	8 月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 車道店	〃
		餃子・ハイボール酒場 熱々屋 小幡店	〃
	9 月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 師勝店	〃
		餃子・ハイボール酒場 熱々屋 三河高浜店	〃
	10月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 瀬戸店	〃
	11月	餃子・ハイボール酒場 熱々屋 笠松店	〃
		サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓 朝日店	〃
	12月	サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓 西尾店	〃
		海鮮個室居酒屋 葵屋 浦和店	事業譲受
		立喰い焼肉 治郎丸 沖縄国際通り店	新規出店
2020年	2 月	炭火焼干物定食 しんぱち食堂 浅草店	〃
		サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓 豊田インター店	業態変更

・ 退店

年月		店舗名称
2019年	7 月	なつかし処昭和食堂 刈谷駅前店
		大須二丁目酒場 池袋西口店
	9 月	なつかし処昭和食堂 宮崎学園木花台店
		懐かし居酒屋 えびすや 七宝店
		ベビーフェイスプラネッツ 蟹江店
		なつかし処昭和食堂 岐阜六条店
	11月	なつかし処昭和食堂 瑞浪店
2020年	1 月	大須二丁目酒場 岩塚店

以上により、2020年3月末現在の店舗数は直営店87店舗（前事業年度末は91店舗）、フランチャイズ店5店舗（前事業年度末は0店舗）となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,977百万円（前事業年度比18.2%減）、営業損失465百万円（前事業年度は営業損失248百万円）、経常損失470百万円（前事業年度は経常損失250百万円）、当期純損失695百万円（前事業年度は当期純損失500百万円）となりました。当事業年度においては、不採算店の退店と業態変更による採算改善に取り組みましたが、全社的な採算の改善には至らず、営業赤字を拡大するに至りました。また、今後の業績回復が合理的に見込めない店舗に関して、特別損失として減損損失212百万円を計上するに至りました。

当社におきましては、先述の新型コロナウイルスの影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。このような状況下においても、ピンチをチャンスに変えるべく事業構造の転換を企図し、事業の再生による経営回復に全力で取り組んでまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務状況を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は261百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

店舗名称	区分
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 太田川駅前店	業態変更
元祖! 豊田タンメン 豊田西町店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 豊田西町店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 岡崎上和田店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 小牧店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 車道店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 小幡店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 師勝店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 三河高浜店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 瀬戸店	〃
餃子・ハイボール酒場 熱々屋 笠松店	〃
サムギョプサル of 美味しいお店 ぶた韓 朝日店	〃
サムギョプサル of 美味しいお店 ぶた韓 西尾店	〃
サムギョプサル of 美味しいお店 ぶた韓 豊田インター店	〃
立喰い焼肉 治郎丸 沖縄国際通り店	新規出店
炭火焼干物定食 しんぱち食堂 浅草店	〃
立喰い焼肉 治郎丸 荻窪店	事業譲受
海鮮個室居酒屋 葵屋 浦和店	〃

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

店舗名称	区分
なつかし処昭和食堂 刈谷駅前店	退店
大須二丁目酒場 池袋西口店	〃
なつかし処昭和食堂 宮崎学園木花台店	〃
えびすや 七宝店	〃
ベビーフェイスプラネット 蟹江店	〃
なつかし処昭和食堂 岐阜六条店	〃
なつかし処昭和食堂 瑞浪店	〃
大須二丁目酒場 岩塚店	〃

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の事業資金に充当する目的で、金融機関より長期借入金として310百万円の調達を実施しました。

また、2020年3月13日開催の当社取締役会の決議により、第三者割当による新株式を発行し、2020年3月31日付で199百万円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
- i) 当社は、2019年5月31日を効力発生日として、新ブランド獲得による成長戦略の実現と、多様化する飲食需要に対応するためのノウハウの獲得を目的として、株式会社弥七より「立喰い焼肉 治郎丸」の事業を譲り受けました。
- ii) 当社は、2019年12月1日を効力発生日として、関東圏での積極的な店舗展開を目的として、株式会社T B I ホールディングスより「海鮮個室居酒屋 浦和 葵屋」の事業を譲り受けました。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年3月期)	第 15 期 (2018年3月期)	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	6,340,663	5,840,280	4,920,249	—
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	49,415	△9,711	△261,655	—
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損 失(△)(千円)	10,377	△137,148	△510,476	—
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	2.91	△38.31	△142.18	—
総資産(千円)	3,555,731	2,852,306	2,152,463	—
純資産(千円)	866,071	714,857	190,019	—
1株当たり純資産(円)	242.75	199.03	52.85	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第14期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 子会社である株式会社魚帆が2019年3月末に事業を休止したことにより、2020年3月期より連結決算から単体決算に移行いたしました。よって、2020年3月期の記載は行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2017年3月期)	第 15 期 (2018年3月期)	第 16 期 (2019年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	6,261,279	5,768,414	4,861,750	3,977,825
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	41,904	1,027	△250,052	△470,421
当期純利益又は当期純損 失(△)(千円)	4,285	△129,571	△500,441	△695,604
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	1.20	△36.19	△139.38	△192.51
総資産(千円)	3,526,041	2,838,006	2,150,383	1,255,930
純資産(千円)	839,257	695,621	180,818	△314,791
1株当たり純資産(円)	235.32	193.67	50.36	△80.95

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第14期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

前事業年度まで連結子会社であった株式会社魚帆（資本金：10百万円、当社出資比率：100%、事業内容：鮮魚類の卸売）は2020年1月に清算しました。

(4) 対処すべき課題

当社の属する外食産業におきましては、企業間競争はますます激化しており、今後もこの傾向は継続すると考えられます。また、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費者の外食離れは、一層深刻なものとなってきております。こうした中、当社は、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

2020年に入りより新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、国内外において大きな影響を及ぼしております。当社においても、政府・自治体による外出自粛要請等に伴い、休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。当社におきましては、このような状況下においても、ピンチをチャンスに変えるべく、事業構造の転換を企図し、事業の再生による経営回復に全力で取り組んでまいります。

② 既存店舗・業態の収益力の維持、拡大

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により、企業収益の低下傾向が長く続いており、さらに上記の新型コロナウイルス感染拡大の影響も甚大なものになっております。

当社の飲食事業におきましては、2020年3月31日現在、17業態87店舗を有しておりますが、そのうち43店舗が主力業態の「なつかし処昭和食堂」であり、当社事業の中でも重要な業態と位置付けております。しかしながら、当事業年度において、同業態の内17店舗について収益性が十分見込めないため、減損損失の計上を行いました。

今後におきましては、多様化する消費者ニーズに対応し、お客様の満足度を十分確保する観点で、立地特性に応じたメニュー開発や接客サービスの向上に注力し、お客様に喜んで頂ける店づくりに努めることを通して、収益力の底上げを図ってまいります。

③ 新たなエリアへの出店

当社の飲食事業は、主に東海地区の郊外を中心に、平均客単価2,400円前後の総合居酒屋を展開しております。現在の展開領域においても競争力と出店余地は十分にあると考えておりますが、さらなる事業拡大に向けた出店エリアの拡大が重要課題であると考えております。当社といたしましては、今後、関東地区や関西地区への出店の強化を図ってまいります。長期的には、全国へ出店地域を拡大することで、安定的な成長並びに知名度のアップとあわせて、優秀な人材の確保も推し進めてまいります。

④ 新業態の開発

外食業界が成熟する中でお客様のニーズも多様化しており、総合居酒屋の枠を超えた新しい業態を開発することが、今後のさらなる成長の上で必要であると考えております。

当社といたしましては、これまでになかった新業態を開発することで、顕在化する経営リスクをヘッジできるものと考えております。加えて、新業態の積極的な展開により、従業員の成長機会やモチベーションの向上にもつながると考えております。

⑤ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためには、より一層入念な消毒を実施することが重要となります。

当社の各店舗・事業所におきましては、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、本社人員による店舗への定期的な監査も行っております。また、その結果に基づき、各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。

⑥ 人材の確保及び育成

当社における最も大切な経営資源は「人」であります。当社独自の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。

当社としましては、従来から注力している新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、店舗スタッフのOJTは勿論、マネジメントクラスへのマネジメント研修も実施するほか、人事制度の一層の充実にも取り組んでまいります。

⑦ 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社といたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育も実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(6) 主要な事業所及び店舗（2020年3月31日現在）

① 本社 愛知県名古屋市中村区

② 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	43店	愛知県22店 三重県9店 岐阜県5店 静岡県3店 滋賀県2店 熊本県、鹿児島県 各1店
えびすや	5店	愛知県2店 三重県、宮崎県、 熊本県 各1店
大須二丁目酒場	3店	愛知県3店
ゆずの雫	2店	愛知県、三重県 各1店
BARON	2店	愛知県、福岡県 各1店
上方御馳走屋うるる	6店	愛知県、大阪府 各2店 静岡 県、鹿児島県 各1店
ベビーフェイスプラネッツ	1店	岐阜県1店
餃子・ハイボール酒場 熱々屋	13店	愛知県12店、岐阜県1店
立喰い焼肉 治郎丸	2店	東京都1店、沖縄県1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県1店
サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓	3店	愛知県2店、三重県1店
炭火焼干物定食 しんぱち食堂	1店	東京都1店
その他	5店	愛知県3店 静岡県、大阪府 各1店
合計	87店	

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
161名 (248名)	4名増 (196名減)	38.9歳	4年0ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、() 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	348,335千円
株式会社商工組合中央金庫	160,000千円
株式会社北陸銀行	103,412千円
株式会社三井住友銀行	90,000千円
株式会社大垣共立銀行	89,972千円
株式会社名古屋銀行	80,848千円
株式会社りそな銀行	11,702千円
株式会社十六銀行	8,000千円
株式会社関西みらい銀行	5,296千円

(注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限を受けて訪日客が減少するとともに、日本政府による緊急事態宣言、自治体からの自粛要請により、国内外食需要に重要な影響を与えております。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、2020年3月以降、当社店舗への来店客数は大きく減少し、売上高が著しく減少しております。現状では当該感染症の終息及び外食需要の回復には一定期間を要すると考えられることから、資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消又は改善するための対応策は、「個別注記表(1) 継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 9,705,600株

② 発行済株式の総数 3,888,900株

③ 株主数 5,847名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
久 田 敏 貴	2,342千株	60.24%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	82千株	2.12%
海 帆 取 引 先 持 株 会	60千株	1.55%
む さ し 証 券 株 式 会 社	47千株	1.21%
J. P. Morgan Securities plc	31千株	0.81%
久 田 由 美 子	17千株	0.45%
木 曾 憲 次 郎	16千株	0.43%
小 島 聡	16千株	0.43%
モルガン・スタンレーMUF G証券 株 式 会 社	13千株	0.35%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	12千株	0.31%

(注) 自己株式は所有しておりません。

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2020年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2016年8月16日
新 株 予 約 権 の 数	380個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数	当社普通株式 76,000株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権1個当たり500円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり88,600円 (1株当たり443円)
権 利 行 使 期 間	2018年7月1日～2021年7月13日
行 使 の 条 件	① 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ② 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
役 員 の 保 有 状 況	取締役 新株予約権の数 380個 目的となる株式数 76,000株 保有者数 3名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2017年3月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

なお、2012年3月30日開催の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権につきましては、2017年8月31日をもって全て行使されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	久 田 敏 貴	
取 締 役	國 松 晃	
取 締 役	木 曾 憲次郎	経営企画室長
取 締 役	小 島 聡	管理本部長
取 締 役	福 井 敦 之	営業本部長
取 締 役	家 田 大 輔	
常 勤 監 査 役	神 田 敏 行	
監 査 役	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役 株式会社ファズ社外取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社非常勤監査役 COMPANY X株式会社非常勤監査役 株式会社ジェイグループホールディングス社外取締役 株式会社テイクユー非常勤監査役
監 査 役	竹 尾 卓 朗	竹尾公認会計士事務所所長 C T S 監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役家田大輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
 - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (1名)	73,320千円 (1,200千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	9,600千円 (9,600千円)
計 (う ち 社 外 役 員)	9名 (4名)	82,920千円 (10,800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ファッツ及び株式会社ジェイグループホールディングスの社外取締役、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、C T S 監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 家 田 大 輔	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地より、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 神 田 敏 行	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹 尾 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会19回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を3回実施しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
- ニ. 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるコンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	486,575	流 動 負 債	987,274
現金及び預金	368,209	買 掛 金	170,243
売 掛 金	26,638	1年内償還予定の社債	9,000
商品及び製品	35,124	1年内返済予定の長期借入金	365,270
原材料及び貯蔵品	2,642	リ ー ス 債 務	39,952
前 払 費 用	50,189	未 払 金	215,826
そ の 他	3,936	未払法人税等	22,250
貸倒引当金	△165	前 受 金	29,515
固 定 資 産	769,354	株主優待引当金	19,019
有形固定資産	464,743	事業整理損失金	84,787
建物	354,439	引 当 金	31,408
車両運搬具	13,666	そ の 他	583,447
工具、器具及び備品	34,028	固 定 負 債	583,447
リース資産	25,945	長期借入金	532,295
土地	29,737	繰延税金負債	3,656
そ の 他	6,924	リ ー ス 債 務	12,234
無形固定資産	27,842	資産除去債務	33,759
のれん	22,345	そ の 他	1,501
商 標 権	2,263	負 債 合 計	1,570,721
ソフトウェア	2,124	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,109	株 主 資 本	△315,064
投資その他の資産	276,768	資 本 金	294,069
長期前払費用	4,456	資 本 剰 余 金	280,757
敷金及び保証金	272,129	資 本 準 備 金	280,757
そ の 他	182	利 益 剰 余 金	△889,891
資 産 合 計	1,255,930	その他利益剰余金	△889,891
		繰越利益剰余金	△889,891
		新株予約権	273
		純 資 産 合 計	△314,791
		負 債 純 資 産 合 計	1,255,930

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,977,825
売 上 原 価		1,120,571
売 上 総 利 益		2,857,253
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,322,392
営 業 損 失		465,138
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	125	
不 動 産 賃 貸 料	4,285	
そ の 他	7,966	12,377
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	6,674	
不 動 産 賃 貸 費 用	3,055	
そ の 他	7,930	17,660
経 常 損 失		470,421
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17,443	
受 取 保 険 金	4,831	
受 取 補 償 金	95,000	
子 会 社 清 算 益	4,787	122,062
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35,310	
減 損 損 失	212,450	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	84,787	332,548
税 引 前 当 期 純 損 失		680,907
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,041	
法 人 税 等 調 整 額	3,656	14,697
当 期 純 損 失		695,604

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2019年4月1日から
2020年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	194,072	180,760	△194,286	180,545
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	99,997	99,997		199,995
剰 余 金 の 配 当			—	—
当期純損失（△）			△695,604	△695,604
当 期 変 動 額 合 計	99,997	99,997	△695,604	△495,609
当 期 末 残 高	294,069	280,757	△889,891	△315,064

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	273	180,818
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		199,995
剰 余 金 の 配 当		—
当期純損失（△）		△695,604
当 期 変 動 額 合 計	—	△495,609
当 期 末 残 高	273	△314,791

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(1) 継続企業の前提に関する注記

当社は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度におきまして純損失695,604千円を計上しており、2020年3月31日現在におきましても貸借対照表上314,791千円の債務超過となっております。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、2020年3月以降、当社店舗への来店客数は顕著に減少したため、売上高が著しく減少し、資金繰りに懸念が生じております。

これらにより当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社では金融機関からの借入の実施、役員報酬や給与の減額、緊急経済対策に基づく税金及び社会保険料の納税猶予制度の利用、その他の費用削減等の施策を行い、当社の財務状況の安定化を図ることとしております。

また、営業面では不採算店舗の退店及びテイクアウト導入店舗の拡大を進めております。これらの対応策により、安定的な利益の確保と財務状況の改善を図ってまいります。

さらに当該財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスを検討しております。また、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を図ってまいります。

なお、主要な仕入取引先や借入先に対しては、本施策について丁寧な説明を行い、ご理解を頂けるよう最善を尽くしております。

以上のような改善施策の実行により、収益力及び財務体質の改善を図ってまいります。しかしながら、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることや、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期は不透明であり、売上高等に及ぼす影響の程度や期間を予測することは困難であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

(2) 追加情報

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、本件が当社の業績に与える影響については、今後ゆるやかに収束に向かうものの2021年3月までの一定期間にわたり継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっております。

(3) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

i) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ii) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～31年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、のれんについては5年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて、それぞれ償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

iii) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当事業年度末における損失見積額を計上しております。

iv) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(4) 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

(5) 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

(6) 貸借対照表に関する注記

i) 有形固定資産の減価償却累計額 2,152,167千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

ii) 関係会社に対する金銭債権及び債務

該当事項はありません。

(7) 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

(8) 株主資本等変動計算書に関する注記

i) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	3,590,400株	298,500株	—	3,888,900株

(注) 発行済株式の総数の増加298,500株は、2020年3月31日付の増資によるものであります。

ii) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

iii) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(9) 金融商品に関する注記

i) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、主に短期的な預金に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、おおむね1年以内の支払い期日であります。借入金及びリース債務の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

ii) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表上、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	368,209	368,209	—
(2) 売掛金	26,638	26,638	—
資産計	394,847	394,847	—
(1) 買掛金	170,243	170,243	—
(2) 未払金	215,826	215,826	—
(3) 未払法人税等	22,250	22,250	—
(4) 社債(※)	9,000	8,986	△13
(5) 長期借入金(※)	897,565	895,055	△2,509
(6) リース債務(※)	52,186	52,110	△76
負債計	1,367,073	1,364,473	△2,599

(※)社債、長期借入金及びリース債務には、それぞれ1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸 借 対 照 表 計 上 額
敷金及び保証金	272,129

これらについては、市場価格が無く、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定日

(単位：千円)

区分	1 年 以 内
現金及び預金	368,209
売掛金	26,638
合計	394,847

(注) 4. 長期借入金、リース債務等の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1 年以内	1 年 超 2 年以内	2 年 超 3 年以内	3 年 超 4 年以内	4 年 超 5 年以内	5 年 超
社債	9,000	—	—	—	—	—
長期借入金	365,270	231,150	142,802	81,228	31,115	46,000
リース債務	39,952	10,668	751	751	62	—
合計	414,222	241,818	143,553	81,979	31,177	46,000

(10) 税効果会計に関する注記

i) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

当事業年度
(2020年3月31日)

繰延税金資産	
未払事業所税	581
未払事業税	3,491
繰越欠損金	265,409
減価償却超過額	110,792
長期前受収益	459
資産除去債務	10,331
事業整理損失引当金	25,948
その他	50
繰延税金資産小計	417,064
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△265,409
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△151,654
評価性引当額 (注) 1	△417,064
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
未収事業税	—
資産除去債務に対する固定資産	△3,656
繰延税金負債合計	△3,656
繰延税金負債の純額	△3,656

(注) 1. 評価性引当額が206,074千円増加しております。この増加の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額70,538千円及び税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額135,536千円を認識したためであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	265,409	265,409
評価性引当額	—	—	—	—	—	△265,409	△265,409
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(※2) —

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金265,409千円 (法定実効税率を乗じた額) は、主に当社において、2020年3月期に税引前当期純損失680,907千円計上したことにより生じたものであります。当該税務上の繰越欠損金については、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針 (企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日) に従い、回収不能と判断して全額評価性引当額を認識しております。

ii) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため、当該注記を省略しております。

(11) 関連当事者との取引に関する注記

i) 関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	(株) 魚帆	(所有) 直接 100%	不動産の賃借 役員の兼任4人	賃借料の支払い	1,042	—	—

(注) 株式会社魚帆は2020年1月に清算しました。

ii) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称 又 は 氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	久田 敏貴	(被所有) 直接 60.2%	当社代表取締役	増資の払込	199,995	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には、消費税等を含めておりません。

(12) 1株当たり情報に関する注記

- i) 1株当たり純資産額 Δ 80円95銭
- ii) 1株当たり当期純損失 192円51銭

(13) 重要な後発事象に関する注記

当社を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続いており、抜本的な構造改革に取り組んでいく中、収益改善が見込めない店舗については業態の変更または撤退を決定・実行してまいりました。

これに伴い、一層の収益構造の改善を進めるためにも更なるコスト構造の見直しが不可欠であると判断し、2020年4月15日開催の取締役会において、経営の効率化及び競争力強化のための組織の見直し及びこれに伴う退職勧奨による人員削減を行うことを決議しました。

- i) 人員数：75名
- ii) 勧奨期間：2020年4月24日より2020年5月11日まで
- iii) 退職日：2020年4月30日以降
- iv) その他：退職者に特別加算金を支給するとともに、就職支援会社を通じた再就職支援を行います。

なお、今回の人員削減に伴う2020年3月期の業績への影響はありません。2021年3月期において、特別退職加算金として21,000千円程度を特別損失に計上する見込みです。

(14) その他の注記

i) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて5年から20年と見積り、割引率は0.00～2.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	28,998千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,427千円
時の経過による調整額	333千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	33,759千円

ii) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都杉並区	店舗	建物等
東京都豊島区	店舗	建物等
愛知県一宮市	店舗	建物等
愛知県岡崎市	店舗	建物等
愛知県江南市	店舗	建物等
愛知県小牧市	店舗	建物等
愛知県瀬戸市	店舗	建物等
愛知県丹羽郡扶桑町	店舗	建物等
愛知県知多郡阿久比町	店舗	建物等
愛知県東海市	店舗	建物等
愛知県半田市	店舗	建物等
愛知県豊田市	店舗	建物等
愛知県北名古屋市	店舗	建物等
愛知県名古屋市	店舗	建物等
岐阜県岐阜市	店舗	建物等
三重県伊賀市	店舗	建物等
三重県伊勢市	店舗	建物等
三重県三重郡菰野町	店舗	建物等
三重県四日市市	店舗	建物等
三重県津市	店舗	建物等
滋賀県長浜市	店舗	建物等
滋賀県彦根市	店舗	建物等
静岡県静岡市	店舗	建物等
静岡県浜松市	店舗	建物等
大阪府大阪市	店舗	建物等
福岡県福岡市	店舗	建物等
熊本県菊池郡菊陽町	店舗	建物等
沖縄県那覇市	店舗	建物等

当社は、資産について、店舗を基準にしてグルーピングを行っております。当事業年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 212,450千円（建物 155,960千円、工具、器具及び備品 18,297千円、その他38,192千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は、主として正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、0円として評価しております。

なお、将来の収益改善が見込まれる店舗の回収可能価額は使用価値により測定し、割引率は8.0%を用いております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社海帆

取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 小島浩司 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 阿知波智大 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度に純損失695,604千円を計上しており、2020年3月31日現在において貸借対照表上314,791千円の債務超過の状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により2020年3月以降、売上高が著しく減少していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

追加情報に関する注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響について、今後の広がり方や収束時期等に関して不確実性が高い事象であると考え、会社の業績に与える影響については2021年3月までの一定期間にわたり継続するとの仮定を置き、会計上の見積りをおこなっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人東海会計社から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月30日

株 式 会 社 海 帆 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 神 田 敏 行 ⑩

監 査 役 細 野 順 三 ⑩

監 査 役 竹 尾 卓 朗 ⑩

(注) 常勤監査役神田敏行、監査役細野順三及び監査役竹尾卓朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者伊藤歌奈子氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
いとうかなこ 伊藤歌奈子 (1983年2月10日)	2006年10月 2006年10月 2016年12月	弁護士登録 石原法律事務所勤務 小林クリエイト株式会社、社外監査役	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査役候補者です。

3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人東海会計社は、2020年6月30日開催予定の第17期定時株主総会の終結のときをもって任期満了となります。当社の監査役会は、会計監査人として監査法人東海会計社を選任してきておりますが、新たな視点での監査が期待できることをより重視して、また、監査報酬の相当性等の観点から、今後の当社の会計監査人について、複数の監査法人を候補対象者として検討いたしました。

その結果、フロンティア監査法人が当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、審査体制及び独立性、内部監査体制や監査報酬等を総合的に勘案して適任であると判断いたしました。

監査役会決定に基づき、新たに会計監査人として、フロンティア監査法人の選任をおねがいするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	フロンティア監査法人
事業所所在地	東京都品川区五反田二丁目25番3号
沿革	2007年2月14日設立
概要	出資金 10百万円 構成人員 代表社員 5名 監査対象の上場会社数 5社

以 上

メ モ

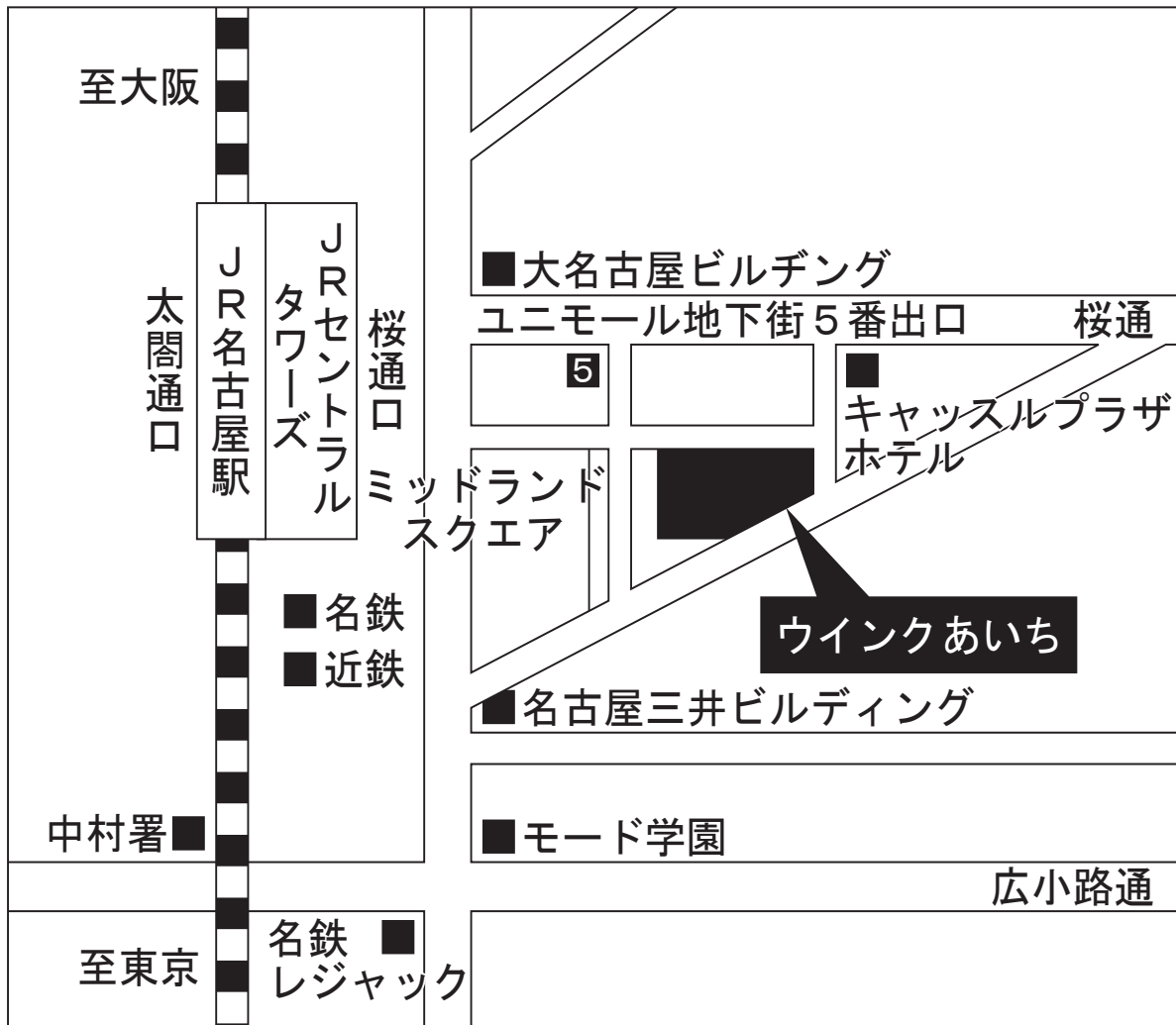
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
10階 会議室（室番号1001）

- ◆J R名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

